

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）における
「保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業の特例」について

農 林 水 産 省

1 趣 旨

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等を円滑に実施するため、その核として実施する事業に際して、やむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、用地事情に関する要件を適用しない特例措置を講ずる。

2 概 要

地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、1 残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、2 「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しないこととする。

- 1 「残置森林率」とは、残置する森林面積の事業区域内の森林面積に対する割合である。
- 2 「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である場合であること」とする要件を適用しない」とは、用地事情を保安林解除の要件としないこととするものである。

3 施行期日

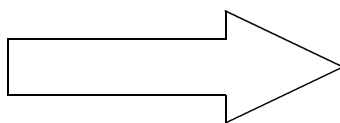
平成15年4月1日

保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業の特例(案)

保安林解除に係る用地事情の要件

〔通 常〕

「保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。」



〔特 区〕

「保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。」

注) 1 次のいずれにも該当する場合適用する。

- ① 当該事業の主たる区域が保安林以外であること。
- ② 当該事業のために解除を要する保安林が当該事業の主たる区域に隣接していること。
- ③ 当該事業に伴い残置森林率が70%以上確保されるものであること。

2 スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い、災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きい認められる事業には適用しない。

